

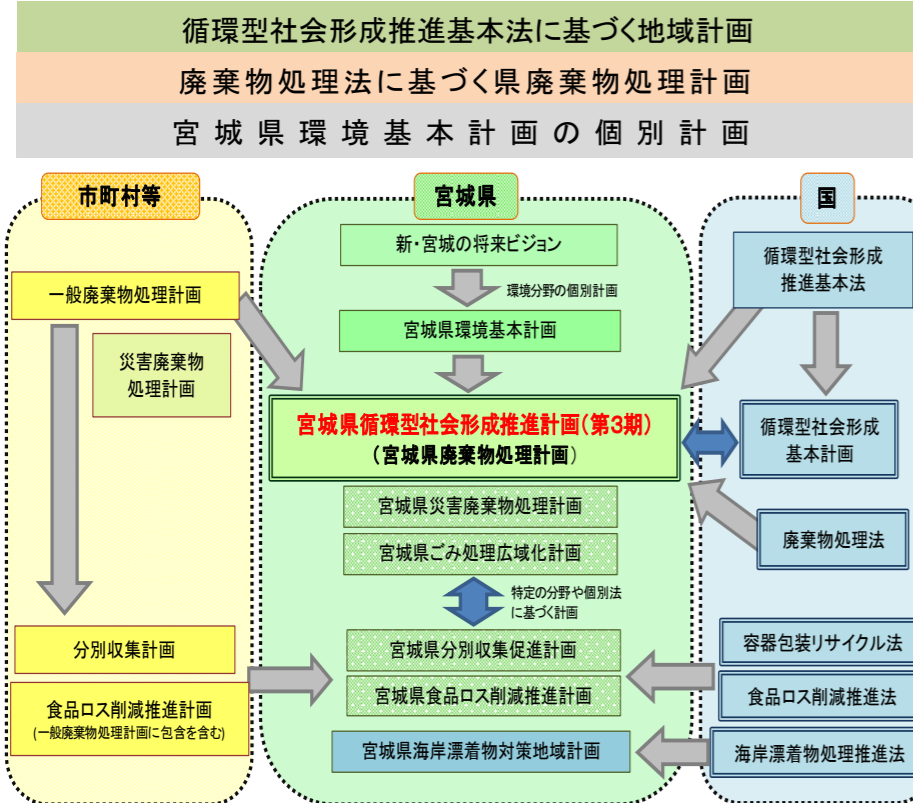
宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)(案)概要

I 総論

【背景と趣旨】

宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)の成果を踏まえ、これまでの取組をより進展させるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減など、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた新たな課題解決にも取り組む第3期計画を策定します。

【宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)の位置付け】



【計画期間】

令和3年度から令和12年度までの10年間

II 循環型社会の形成に向けて

【みやぎを取り巻く現状】

第2期計画 ⇒ 東日本大震災の影響により後退した3Rへの取組の推進

第2期計画の基本理念

リスタート！みやぎの3R-リデュース・リユース・リサイクル

(主な課題)

○資源循環の更なる推進

少子高齢化による人材不足

○プラスチック類の3Rの推進

海外輸出の制限による廃プラスチックの適正処理推進

○食品廃棄物等のリサイクルの推進

食品廃棄物の発生抑制・再生利用のための支援

○適正処理の推進

PCB廃棄物、災害廃棄物等の適正処理

復興に向けて展開してきたみやぎの3Rを、多様な主体の取組とともに一段上のステージを目指した新たな計画の策定が必要となっています。

◇基本理念 (p11)

ステップアップ！みやぎの3R

～皆で築こうみやぎの循環型社会、新たなステージからの進展～

◇基本方針 (p11)

① 全ての主体の行動の促進

県民、事業者等全ての主体がそれぞれの立場に応じて求められる3Rに継続して取り組んでいけるよう、環境教育、普及啓発を推進します。



② 循環資源の3R推進

3Rの推進に向けて、廃プラスチック、食品ロス・食品廃棄物等、廃棄物の種類に応じた対策を講じていきます。



③ 循環型社会を支える基盤の充実

各主体への情報提供や技術開発支援等を通して、循環型社会を支える基盤の充実に努めます。



④ 廃棄物の適正処理

不法投棄や不適正処理を防ぐため、適切な指導、情報提供を行います。



【新たな目標値】(p14,16)

項目		現計画目標値	平成30年度実績値	将来予測	新計画目標値(令和12年度)
一般廃棄物	1人1日当たりの排出量(g/人・日)	930	982	952	910
	内 生活系ごみ	645	678	654	625
		事業系ごみ	285	304	298
	リサイクル率(%)	30	25.5	26.6	30
	最終処分率(%)	12	11.6	10.9	10.5
産業廃棄物	排出量(千t)	10,000	10,962(10,241)	10,965	10,000
	リサイクル率(%)	35	35.6(31.7)	36.1	35
	最終処分率(%)	1	1.7(1.6)	1.7	1

※括弧書きは震災分を除いた数値

○目標の概要

・一般廃棄物の1人1日当たり排出量は、実績及びトレンド推計による宮城県の令和12年度の将来予測値952g/人・日を踏まえ、令和12年度目標値を910g/人・日と設定しました。

・産業廃棄物についても、将来予測値により得た数値と現計画の目標値と比較検討し、新計画目標値を設定しました。

◇循環型社会の将来像 (p17)

○全ての主体が3Rを推進する取組を行っています。

○排出される廃棄物の循環資源としての利用及び適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られています。

III 課題と取組

(p18～)

【課題と取組】(p18)

第1 廃棄物の発生抑制及び資源循環の更なる推進(p19)

1 廃棄物の発生抑制

⇒廃棄物の発生抑制に取り組む事業者の支援など(補助金、教育研究機関・事業者間のマッチング等)

2 ごみの分別等の環境配慮行動の推進

3 プラスチックの3R+Renewableの推進

⇒廃プラスチックの陸域からの流出防止に係る啓発、事業者支援、海岸漂着物対策を行う市町村等への取組支援など

4 紙類、繊維類の3Rの推進

5 事業系廃棄物の3Rと環境配慮経営の推進

6 食品廃棄物等の3Rの推進

⇒フードバンク活動に対する支援、みやぎ食べきりモデル店舗認定事業、食品ロス削減推進計画の策定

7 各種リサイクル法の推進

8 地域における廃棄物等の循環利用

第2 循環分野における基盤整備(p34)

1 循環分野の人材育成

⇒出前講座、各種学びの機会の中での環境教育の充実

2 新技術の活用

3 情報の発信・共有

4 透明性の高い廃棄物処理システムの構築と優良事業者の育成

第3 適正処理の更なる推進(p38)

1 最終処分場の整備に向けた取組及び維持管理の指導

2 不法投棄防止対策の推進

⇒広報・啓発の実施(ラジオ放送、広報紙等各種媒体を活用)、違反行為の早期発見及び早期対応(産廃Gメン、産廃ガードマン)

3 適正処理の推進

⇒使用済太陽光パネル、PCB廃棄物等の適正処理の推進、新型コロナウイルス等感染症対策など

第4 大規模災害への対応(p44)

1 災害廃棄物処理計画に基づく対策の実施

⇒県災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の強化、人材育成の実施と市町村個別災害廃棄物処理計画の策定等の促進

2 災害廃棄物処理体制の構築

IV 計画の推進のために

(p46)

各主体とともに連携して目標に向けた取組を行うとともに、毎年度の事業の進行管理を行い、概ね5年を目途に中間評価を行い、見直しを行います。